

公的整備を行った場合の森林所有者への制約について

現在、県が実施している公的な森林整備事業として主なものに、次の2つの事業があります。これらの事業では、実施後に森林所有者と協定を締結し、協定に基づいて所有者の私的権利の行使を制限しています。

1. 保安林整備事業

過密化等により機能の低下した保安林を対象として、森林の機能を回復させるための森林整備を実施する事業です。事業実施後は、一定期間の皆伐（連続して面的に伐採すること）を制限する協定を森林所有者と県とで結びます。また、保安林に指定された森林には、択抜又は禁伐などの制限があるとともに、開発には、解除要件に基づく行為の制限が定められています。

このように、保安林整備事業を実施した森林においては、協定や法に基づく制約によって森林所有者の私的権利が制限されています。

2. 森林環境創造事業

当事業では、林業採算性の低い森林において、木材生産を目的としない、森林の公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を行います。事業実施に当たっては、市町・森林所有者・施業を行う事業体との3者で協定を締結します。協定に基づいて、森林所有者は20年間森林管理を事業体に委託するため、森林所有者の意志による自由な施業は制約されることとなります。また、協定に基づき、協定期間終了後も、広葉樹の皆伐は出来ません。加えて、仮に森林整備で伐採した木材を搬出して収益が生じた場合は、県の補助金から差し引くことになっています。

3. 災害に強い森林づくり

今後、税収事業で「災害に強い森林づくり」を進めるにあたって、公的整備によって計画的に実施することを想定していますが、この場合は、上記の例にならって、森林所有者に対して私的権利の行使を制限するような協定を締結するなど、公的投資をした効果が持続的に発揮される仕組みを構築したいと考えています。